

熊本県公報

第 1 1 3 3 3 号
平成 17 年 11 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による施術者の指定……………(生活保護・援護課) 1
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産衛生課) 1
- "……………(") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………(") 2
- "……………(") 2
- "……………(") 3
- 保安林の指定に関する予定……………(") 3
- 平成18年度産業開発青年隊訓練所隊員二次募集……………(監理課) 3
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 4
- "……………(") 4

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………(建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 5
- 土地改良区役員の住所変更……………(") 6
- "……………(") 6
- 道路の位置指定……………(建築課) 7
- "……………(") 7
- 開発行為工事完了……………(") 7
- 岱明町下河原土地区画整理組合理事の住所変更……………(都市計画課) 7
- 岱明町下河原土地区画整理組合の定款の変更……………(") 8
- 争議予告……………(労働雇用課) 8
- 工事進行管理システムに係る一般競争入札……………(土木技術管理室) 9
- "……………(") 10
- 開発行為工事完了……………(建築課) 12

登 載 依 頼

- 熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の開催……………(子ども家庭福祉課) 13
- 第13回熊本県男女共同参画審議会の開催(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 13

告 示

熊本県告示第1283号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、
施術者を次のように指定した。
平成17年11月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[施術者]

指 定 番 号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊マ185	敬天堂児玉鍼灸院	児玉 満広	水俣市大園町一丁目12番16号	平成17年10月4日

熊本県告示第1284号
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり
家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成17年11月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成17年10月26日	阿蘇郡西原村	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第 1285 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 17 年 10 月 25 日	熊本市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1286 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野 4332 の 17
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1287 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字南原 4328 （次の図に示す部分に限る）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1288 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字大利字有馬ヶ渕 671 の 1、671 の 3、字木落し 674、字年山北向 742 の 1、742 の 2、742 の 10、又 742 の 5、字下荻ノ久保 587 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに

産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1289 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡玉東町大字上葉木字奥野 1220、大字浦田字造り道 263
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1290 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市大畑麓町字山ノ尻 3739、3740、3742、3743、字柚藪 3810 の 1、3811、3812、3813 の 1、3813 の 2、3814、3815、3818、3818 の 3、3821、3823
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1291 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和 42 年熊本県告示第 1002 号）第 2 条の規定に基づき、平成 18 年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集を次のとおり実施する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 応募資格
 - (1) 県内に居住し、又は居住しようとする満 18 歳以上 25 歳未満で独身の者
（昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までの間に生まれた者）
 - (2) 高等学校卒業程度の学力を有する者
 - (3) 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者
 - (4) 全寮制による規則正しい集団生活に耐え得る者
- 2 募集人員及び募集期間
 - (1) 募集人員 10 名程度
 - (2) 募集期間 平成 18 年 1 月 16 日から平成 18 年 2 月 3 日まで
- 3 試験の日時、場所及び試験科目
 - (1) 試験日時 平成 18 年 2 月 9 日（木曜日）午前 9 時から
 - (2) 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター（下益城郡城南町舞原東 194）
 - (3) 試験科目 学科試験（数学・国語・作文）及び面接試験
- 4 合格発表
平成 18 年 2 月 17 日（金曜日）とし、熊本県土木部監理課及び当訓練所に合格者の受験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。
- 5 応募手続
次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。
なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返信用封筒（簡易書留とし、430 円切手を貼ること。）を同封すること。（郵送の場合は、

- 募集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。）
 (1) 所定の試験申込書（写真は最近6か月以内に撮影したもの）及び受験票
 (2) 最終出身校の成績証明書又は調査書（卒業見込みの者は、申込日の属する学期の前学期までのもの）
 (3) 健康診断書（公的医療機関の証明する最近2か月以内のもの）
- 6 応募書類の提出先
 熊本県産業開発青年隊訓練所
 〒 861-4215
 下益城郡城南町沈目 1667 番地
- 7 その他
 (1) 試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を取り消す場合がある。
 (2) 問い合わせ先
 熊本県産業開発青年隊訓練所（電話 0964-28-6611）
 熊本県土木部監理課（電話 096-383-1111 内線 6013）

熊本県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年11月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	219号	球磨郡錦町大字一武字清尾 1543番3地先から 同字 1551番1地先まで	前	15.2 ～ 19.6	21.0	廃道処分
			後	13.2 ～ 19.6	21.0	

2 区域変更する期日 平成17年11月9日

熊本県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年11月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	相良 人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字舟渡 783番2地先から 同大字 字宮久保 1083番2地先まで	前	3.0 ～ 14.3	747.0	単道改
			後	11.2 ～ 36.5	723.0	

2 区域変更する期日 平成17年11月9日

公 告

熊本県公告第 831 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字福原字大門口 2492 番 3 の一部、同 2492 番 4 及び同 2492 番 5 の一部
499.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市桜木五丁目 6 番 17 号
横山 良男

熊本県公告第 832 号

水俣市水俣土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	江 口 隆 一	水俣市浦上町 4 番 35 号
"	益 田 篤	水俣市陣内一丁目 16 番 1 号
"	向 田 博	水俣市浜町二丁目 3 番 3 号
"	中 村 松 雄	水俣市丸島町二丁目 2 番 20 号
"	前 田 傳	水俣市南福寺 13 番 12 号
"	山 内 英 二	水俣市長野町 13 番 60 号
"	水 田 厚	水俣市初野 108 番地
"	森 山 賢 一	水俣市深川 1162 番地
"	吉 本 久 憲	水俣市宝川内 200 番地
"	石 本 實	水俣市市渡瀬 298 番地
"	松 本 功	水俣市石坂川 747 番地
"	中 村 俊 之	水俣市葛渡 572 番地
"	勝 目 豊	水俣市湯出 917 番地
"	福 田 美 信	水俣市深川 1668 番地
"	緒 方 俊 憲	水俣市長崎 1267 番地
"	渕 上 道 憲	水俣市袋 1916 番地
"	田 上 哲 人	水俣市月浦 137 番地 3
"	田 畑 大 八	水俣市袋 3096 番地
"	松 本 潔	水俣市江添 1045 番地 1
"	寒 川 忠 行	水俣市久木野 621 番地
"	寒 川 敦	水俣市古里 786 番地 2
"	大 川 生 雄	水俣市大川 488 番地
"	中 島 輝 男	水俣市越小場 1031 番地
"	松 本 淳	水俣市薄原 1541 番地
監事	苗 床 登	水俣市大園町一丁目 5 番 3 号
"	緒 方 正 敏	水俣市長崎 1273 番地
"	深 水 昭	水俣市山手町一丁目 4 番 3 号
就任		
理事	江 口 隆 一	水俣市浦上町 4 番 35 号
"	桑 畑 達 美	水俣市古城二丁目 5 番 7 号
"	益 田 篤	水俣市陣内一丁目 16 番 1 号

理事	向 田 博	水俣市浜町二丁目 3 番 3 号
"	村 田 澄 男	水俣市大園町一丁目 8 番 2 号
"	前 田 傳	水俣市南福寺 13 番 12 号
"	水 田 厚	水俣市初野 108 番地
"	宮 本 博 幸	水俣市深川 951 番地
"	吉 海 英 機	水俣市宝川内 137 番地
"	石 本 實	水俣市市渡瀬 298 番地
"	松 本 功	水俣市石坂川 747 番地
"	中 村 俊 之	水俣市葛渡 572 番地
"	吉 野 幸 男	水俣市薄原 1553 番地
"	勝 目 豊	水俣市湯出 917 番地
"	福 田 美 信	水俣市深川 1668 番地
"	緒 方 俊 憲	水俣市長崎 1267 番地
"	渕 上 道 憲	水俣市袋 1916 番地
"	田 上 哲 人	水俣市月浦 137 番地 3
"	田 畑 大 八	水俣市袋 3096 番地
"	嶋 田 初 義	水俣市江添 1035 番地 2
"	寒 川 忠 行	水俣市久木野 621 番地
"	大 川 生 雄	水俣市大川 488 番地
"	中 島 輝 男	水俣市越小場 1031 番地
"	元 村 隆 光	水俣市袋 1747 番地
"	寒 川 敦	水俣市古里 786 番地 2
監事	中 村 松 雄	水俣市丸島町二丁目 2 番 20 号
"	森 山 賢 一	水俣市深川 1162 番地
"	山 内 英 二	水俣市長野町 13 番 60 号

熊本県公告第 833 号

玉名市横島干拓土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	寺 井 博 澄	玉名市横島町共栄 57 番地	玉名郡横島町大字共栄 57 番地
"	荒 木 勝 光	玉名市横島町共栄 63 番地	玉名郡横島町大字共栄 63 番地
"	田 口 征 憲	玉名市横島町共栄 96 番地	玉名郡横島町大字共栄 96 番地
"	上 村 浩 春	玉名市横島町共栄 372 番地	玉名郡横島町大字共栄 372 番地
"	山 本 稔	玉名市横島町共栄 383 番地	玉名郡横島町大字共栄 383 番地
"	薄 田 一 敏	玉名市横島町共栄 404 番地	玉名郡横島町大字共栄 404 番地
"	中 山 健 生	玉名市横島町横島 1543 番地	玉名郡横島町大字横島 1543 番地
"	木 下 和 之	玉名市横島町横島 2846 番地 1	玉名郡横島町大字横島 2846 番地 1
"	前 本 正 信	玉名市横島町横島 10295 番地 2	玉名郡横島町大字横島 10295 番地 2
監事	森 川 和 博	玉名市横島町横島 7107 番地	玉名郡横島町大字横島 7107 番地

熊本県公告第 834 号

玉名市玉名平野土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	浦 田 勝	玉名市岱明町野口 2077 番地 2	玉名郡岱明町大字野口 2077 番地の 2
"	吉 田 勝 也	玉名市天水町小天 8304 番地	玉名郡天水町大字小天 8304 番地

理事	松 倉 秀 美	玉名市岱明町鍋 212 番地	玉名郡岱明町大字鍋 212 番地
"	立 野 興 一	玉名市横島町横島 9786 番地	玉名郡横島町大字横島 9786 番地
"	原 田 明	玉名市岱明町高道 2757 番地	玉名郡岱明町大字高道 2757 番地
"	外 田 浩	玉名市岱明町高道 498 番地 1	玉名郡岱明町大字高道 498 番地の 1
"	岡 本 光 次	玉名市岱明町鍋 1732 番地	玉名郡岱明町大字鍋 1732 番地
"	前 川 孝 啓	玉名市横島町横島 7052 番地	玉名郡横島町大字横島 7052 番地
"	菊 川 哲 生	玉名市横島町横島 11366 番地	玉名郡横島町大字横島 11366 番地
"	宮 本 洋 一	玉名市横島町横島 3014 番地	玉名郡横島町大字横島 3014 番地
"	平 川 信 行	玉名市横島町横島 4855 番地	玉名郡横島町大字横島 4855 番地
"	吉 田 廣 明	玉名市天水町小天 6568 番地 1	玉名郡天水町大字小天 6568 番地 1
"	徳 永 昭 一	玉名市天水町竹崎 400 番地 1	玉名郡天水町大字竹崎 400 番地 1
監事	木 村 忠 之	玉名市横島町横島 9381 番地	玉名郡横島町大字横島 9381 番地
"	金 井 進	玉名市岱明町下沖州 262 番地	玉名郡岱明町大字下沖州 262 番地

熊本県公告第 835 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市古城一丁目 6 番 97 号
- 2 築造者の氏名 深水吉彦
- 3 道路の位置 水俣市古城一丁目 6 番 10
- 4 道路の幅員 4.02 メートル
- 5 道路の延長 20.80 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 10 月 20 日
- 7 指定番号 芦北企調第 12 号

熊本県公告第 836 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡富合町大字志々水 368 番地
- 2 築造者の氏名 高田俊宗
- 3 道路の位置 宇土市栄町字浦田 219 番 3
- 4 道路の幅員 4.50 メートルから 4.51 メートルまで
- 5 道路の延長 33.42 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 10 月 26 日
- 7 指定番号 宇城景建第 27 号

熊本県公告第 837 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字三町野 2738 番 22 の一部
1,576.88 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿本郡植木町大字豊田 830 番地
山内 明

熊本県公告第 838 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 2 項の規定により、岱明町下河原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 市町合併に伴い住所が変更となった理事の氏名及び住所

氏 名	住 所
有 働 壽 治	玉名市岱明町野口 378 番地 1
有 働 國 弘	玉名市岱明町野口 1095 番地
山 本 建 治	玉名市築地 2210 番地
上 野 幸 弘	玉名市岱明町野口 958 番地
野 口 稔	玉名市岱明町野口 96 番地
松 岡 三 代 子	玉名市岱明町下前原 117 番地

熊本県公告第 839 号

岱明町下河原土地区画整理組合の定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。
平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 岱明町下河原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 11 年 12 月 13 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 玉名市岱明町野口字下河原及び字深田の各一部
- 4 事務所の所在地 玉名郡岱明町大字野口 2129 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 11 年 12 月 13 日
- 6 変更後の事務所の所在地 玉名市岱明町野口 2129 番地
- 7 公告の方法 事務所の掲示場及び玉名市岱明総合支所に掲示
- 8 変更認可の年月日 平成 17 年 11 月 1 日

熊本県公告第 840 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 17 年 10 月 31 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
 - (1) 生活改善をはかる賃金と雇用の確保、生活を守る大幅一時金の獲得 査定減額反対 成果主義賃金導入反対
 - (2) 看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員 労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対
 - (3) 医療保険制度の改悪反対 医療・介護・社会保障の拡充 安全・安心の医療確立と行き届いた看護の実現
 - (4) 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対 存続拡充と雇用の確保
 - (5) 200 万人以上看護体制確立を保障する需給見通し策定 二年課程通信制、各県一校の開設と受講の保障、支援措置確立
 - (6) 憲法改悪、「有事法制」発動阻止、自衛隊イラク撤退、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護 定率減税の廃止反対、消費税増税阻止
- 2 争議行為の日時
平成 17 年 11 月 11 日から目的を実現するまでの間の連日、又は短時間
- 3 争議行為を行う場所

特定医療法人芳和会	くわみず病院（熊本市神水一丁目 14 - 41）
特定医療法人芳和会	本部事務所（熊本市神水一丁目 14 - 41）
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目 14 - 41）
特定医療法人芳和会	ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目 20 - 12）
特定医療法人芳和会	平和クリニック（熊本市本荘二丁目 15 - 18）
特定医療法人芳和会	楠クリニック（熊本市龍田五丁目 1 - 41）
特定医療法人芳和会	菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
特定医療法人芳和会	菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
特定医療法人芳和会	水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目 2 - 12）
特定医療法人芳和会	水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目 2 - 11）
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック（八代市永碓町 1361）
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック（本渡市本渡町本戸馬場 2984）
有限会社健康共同ファルマ	ひまわり薬局（熊本市神水一丁目 21 - 16）
有限会社健康共同ファルマ	コスモス薬局（熊本市龍田五丁目 1 - 45）
有限会社健康共同ファルマ	さくら薬局（水俣市桜井町二丁目 2 - 14）
有限会社健康共同ファルマ	たんぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目 8 - 33）
- 4 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合

員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第 841 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品 工事進行管理システムパッケージソフト
- (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入期限 平成 17 年 12 月 27 日 (火)
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては 60 月賃借料率で計算すること。
(「入札書作成見本」参照)
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 14 年熊本県告示第 516 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 17 年 11 月 9 日 (水) から平成 17 年 11 月 16 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県土木部土木技術管理室技術指導係 (熊本県庁行政棟本館 11 階)
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6056

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 17 年 11 月 9 日 (水) から平成 17 年 11 月 16 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成17年11月25日 午後2時から
 イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
- (4) 入札書の提出方法
 5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 ケ 2以上の意思表示をした入札
 コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から14日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数(60月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第842号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品 工事進行管理システム I P K N O W R E D G E 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成18年1月1日から平成22年12月31日まで
 - (4) 納入期限 平成17年12月27日(火)
 - (5) 納入場所 入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
(「入札書作成見本」参照)
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年11月9日(水)から平成17年11月16日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県土木部土木技術管理室技術指導係(熊本県庁行政棟本館11階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6056
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成17年11月9日(水)から平成17年11月16日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成17年11月25日 午後3時から
 - イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、

- 4 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月額（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第843号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年11月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

八代市郡築一番町25番8、同26番1、同26番2、同26番4、同26番8、同26番9、同26番11、同49番1、同49番4、同50番2、同50番3、同51番、同51番2、同51番3、同52番1、同52番2、同52番3、同52番4、同56番1、同57番3、同57番4、

- 同 58 番 1、同 58 番 4、同 58 番 5 及び同 59 番 1
26,160.97 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺五丁目 17 番 6 号
株式会社 21 世紀グループ

登載依頼**熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会公告第 3 号**

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 10 月 28 日

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員長

- 1 開催日時
平成 17 年 11 月 22 日（火）
午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 開催場所
県庁本館 5 階審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の最終案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会事務局（熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班）
（電話 096-383-1111 内線 7127）

熊本県男女共同参画審議会公告第 12 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 17 年 11 月 9 日

熊本県男女共同参画審議会
会 長 高 木 絹 子

- 1 開催日時
平成 17 年 11 月 25 日（金）
午前 9 時 30 分から午後 12 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 3 階 「たい樹」
- 3 議事
(1) 改定熊本県男女共同参画計画（素案）について
(2) その他
・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定状況について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課）
（電話 096-383-1111 内線 7421）

